９．加害調査結果

１．調査目的

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成 12 年）が施行されて 20 年が経ち、その間二度の法律改正が加えられた。警察庁によるストーカー事案の相談件数が平成 24 年以降２万件を超える高水準で推移している。

こうした状況のなか、平成 25 年「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成 25 年 12 月 10 日閣議決定）、平成 26 年「すべての女性が輝く政策パッケージ」のなかにストーカー対策の推進が盛り込まれ、平成 27 年「ストーカー総合対策」（平成 27 年３月策定、平成 29 年４月改定）が策定、関係省庁が連携して被害者からの相談対応の充実や避難支援の取組とともに、加害者への精神医学的・心理学的手法の調査研究の推進が盛り込まれた。この間、警察庁は２年に及ぶ「ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する調査研究」を実施、加害者へのカウンセリング・治療に関する諸外国・国内の取組や加害者の追跡調査を行った。その結果、加害者へのカウンセリング・治療の有効性が認められ、警察と心理師、関係機関の連携した取組が期待されている。

一方、加害者に対するカウンセリングや治療の働きかけについて、警察官が手探りで実施せざる得ない状況であり、警察官等の知見、経験の向上の必要性が指摘された。他方、ストーカーに関する心理学的研究については、質的研究・事例研究の少なさ（小林, 2018）、関係性を踏まえたストーカーの性質調査必要性が課題となっている（城間, 2017, 島田, 2017）。またストーカー事例を分析した取組も発表されているが（廣井, 2018）、研究者がストーカーと面接調査を行った研究は知る限りにおいてない。ストーカーの加害者治療の推進に向け、課題とされる関係性を踏まえたストーカー心理機能の解明が重要と考え、警察と研究者の協力関係により実施された。

２．調査結果

(1)．対 象　徳島県警察において文書警告・禁止命令・検挙されたストーカー事案の概要 40 ケース、心理検査の協力要請のみ同意した 22 人、心理検査と面接への協力要請に同意した 10 人

(2)．面接期間　平成 31 年２月から令和２年 10 月

(3)．場 所　　徳島県警察本部および警察署内相談室

(4)．面接に同意した人の属性等

・性別：男性７名、女性３名

・年齢：10 代１名、20 代４名、30 代２名、40 代２名、50 代１名

・就労・就学：有職６名、無職４名

・被害者との関係：元交際相手５名、知人・友人２名、勤務先の同僚・職場関係者３名

・同居家族の有無：同居家族等がいる者６名、いない者４名

(5)．　面接方法と内容　各警察署や警察本部内相談室に研究者と警察官が同席のもと、半構造化面接を行った。質問項目は、家族状況、性格、仕事、相手との関係性、ストーカー行為の内容とその理由、相手に求めていたこと等を尋ねた。

３．考察

40 の事案概要の内容分析、心理検査の結果および加害者の面接等を通じて、ストーカー行為の心理機制について検討し２つのパターンが見いだされた。

(1)．―Dtype ストーカー（-DST）

交際および婚姻関係など、一定期間親密関係にあり、一方から別れを切り出されたことを契機に、ストーカー行為が発現する場合である。加害者の特徴として、もともと自分に自信がないため、相手の存在が必要であり相手に尽くすことを通じて関係を保とうとするパーソナリティ傾向がみられる。そのため交際相手に対して、交際中は献身的態度を示し、自信のなさから時に相手の浮気に対する過度な疑念や行動管理と制限、自分から離れていくことを心配した自分の電話やメールにすぐに返さないことへの不満と怒り、暴力行為がみられる等の特徴がある。ある一定期間は良好な関係を保つことができるが、過剰な不安による発言や行動のため、相手が一緒にいることに次第にしんどさを感じ、別れを切り出すと、「こんなに身を捧げてきた」「～がいないと生きていけない」「別れるならば貢いだお金を返せ」「責任をとってほしい」「別れるならば死ぬ」等と訴え、関係を維持しようとする。この間、必死の願いに何度かは関係が戻ることはあるが、関係継続が難しいことを再認識し、別れの決断に至るが、相手がそれを拒否ししつこく求め続けるため、二人だけでの解決が難しくなり、警察へ相談し問題が発覚する。

このタイプは、交際関係の始めからストーカー行為が問題となっていたわけではなく、関係性の変化によって生じるタイプであり、またストーカー行為として認められるまでに３つのプロセスがある。

＜Step1 関係良好期＞

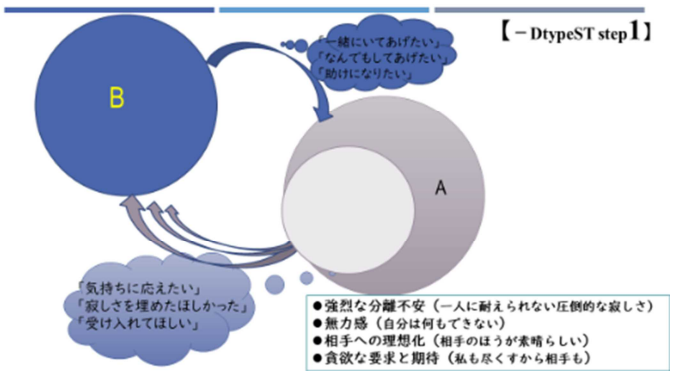

互いの同意に基づき、良好な親密関係にある時期である。パーソナリティ特徴として、A は自信のなさから一人で何もできない「無力感」、一人に耐えられず寂しさを常に抱く「分離不安」、いつも自分の意見より相手の意見の方が正しいと感じる「理想化」、孤独への恐

怖から相手が離れていかないように常に相手に尽くす「貪欲な要求と期待」などの特徴により、交際相手であるBは、そうした特徴を理解し、一緒にいてあげたい、なんでもしてあげたい、助けになりたい等と気持ちに応えようとする時期である。

＜Step2 関係危機期＞

Aの献身的態度や優しさがBにとって重荷や不満へと変化する時期である。Aにとっては、親密関係にある相手は、一心同体でありいつも一緒にいて互いに尽くし、尽くされるような関係を望む。しかしAの態度が、Bにとって次第に「有難いけど、そこまで望んでいない」「(気持ちが) 重い」「一緒にいるのが (窮屈で) しんどい」と感じるようになり、心理的にも物理的にも距離を置こうとし、別れを匂わせるようになる。Aはそれを意識的無意識的に感じ、「一人にしないでほしい」、「Bなしでは生きていけない」、「見捨てないでほしい」等と自分自身の弱さを示すことを通じて、相手が離れていかないようプレッシャーをかける (依存による心理的圧力)。そのため、Bは別れを決めても、その願いによって思いとどまり、関係の継続を了解する場合もある。

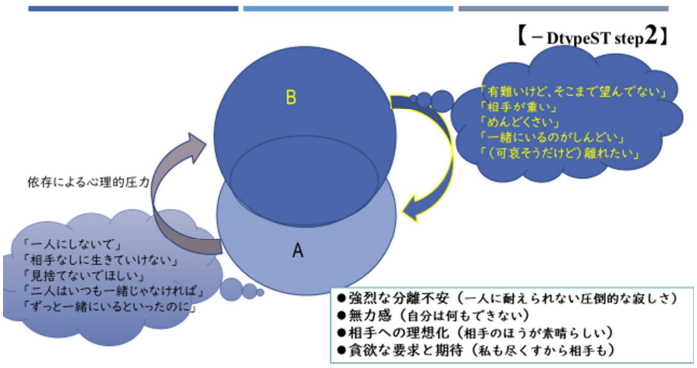

＜Step3 関係崩壊期＞

二人の関係は一時的に戻っても最終的にBはAとの別れを決断しそれを伝える。AはBに対してこれまで以上に訴え、最終手段として「あんなに尽くしたのに…」「別れるならば死ぬ」などの脅しや、別れるならばせめて「お金を払って」と同棲中の生活費の要求やデート代でかかった多額の費用等を求める場合もある。しかし、Aは本当にお金が欲しいわけではなく、お金を通じて繋がりを保ちたいために主張する。AがBを振り向かせるための頻繁なメールや電話連絡および嫌がらせ行為は、Bにとって気持ちがますます離れ、無反応へと導くので、結果的にAの行為がストーカー行為と受け取られるようになる。この状態に陥ると二

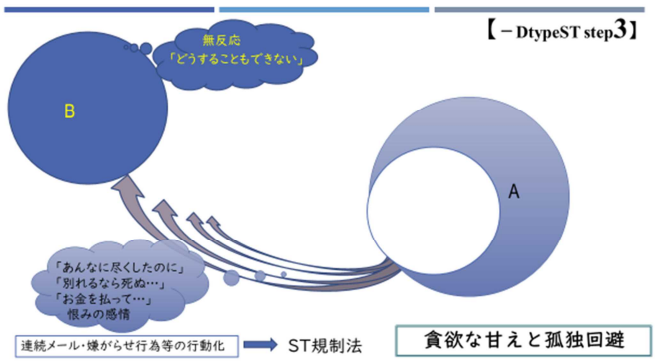

人では解決不可能となり、時に第三者を巻き込むような行動へ発展し、警察へ相談しなければならない状況となる。

この場合のストーカー行為の意味は、自分が一人にならないよう相手が自分の傍にいてくれて、どこまでも自分を受け入れてほしい『貪欲な甘えと孤独回避』がその目的になっていると考えられる。

(2). ーPtype ストーカー

ストーカー行為の対象は、交際婚姻関係がなく、見知らぬ人、同僚、知人、店員と客などの場合で多くみられるパターンである。

このタイプは基本的特徴として、異常な好奇心、貪欲的な知りたい願望、脅迫的な性的関心、異常な自己アピールなどの特徴がある。つまり、相手を知り、自分を知ってほしいという欲求が強く、それらは相手に配慮して行われることなく一方的に行われる。また過度に楽観的な特徴があるので、相手に好意を伝えて拒否されてもめげず、何度でも繰り返しアプローチし、プレゼントを繰り返し渡し続けたり、反対に自分を知ってもらうために好きな相手に嫌がらせ行為を通じて自分の存在を示す場合もある。時に恋愛妄想も見られ、警察官から口頭注意や警告等をうけたとしてもそれを信じず、相手は自分を好きに違いないと思い続ける。さらに、病理が進むと自分でもわけがわからないほどに、相手につきまとい撮影しなければならないといった強迫観念を示すようになる場合もある。

以上、相手に対して直接的にアピールする場合もあるが、盗撮や盗聴など間接的に行われる場合もある。相手の不在時による住居侵入、ごみあさり、相手の自家用車にGPS を付ける行為等であり、相手の知らないところで情報を得ようとする行動である。

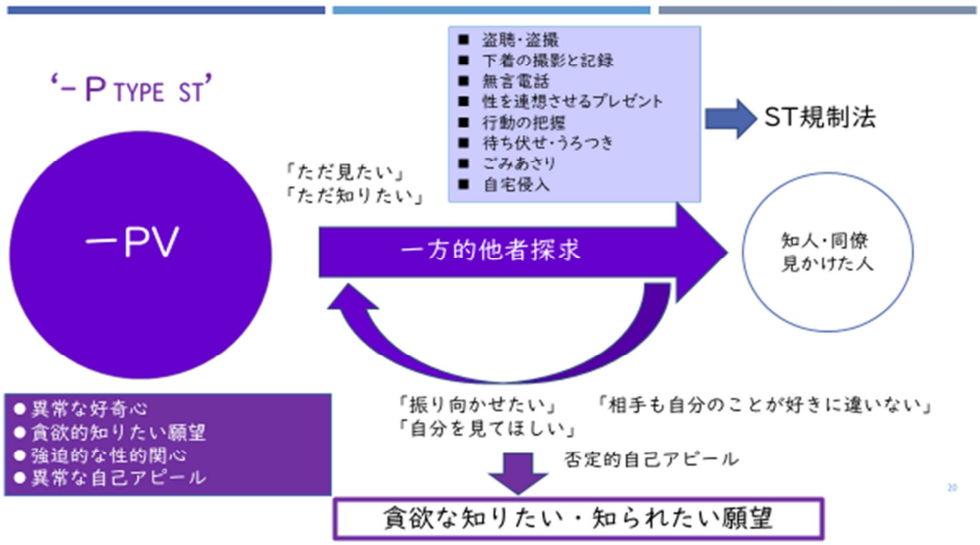

しかし、これらの行動を繰り返す中で、本人は隠れているつもりだが相手が気づくように撮影し、無意識的に自分の痕跡を残して、自分にたどりつくようにする場合が少

なくない。

このタイプのストーカー行為の目的は、自分が相手を知ることであると同時に、最終的には自分の存在も相手に知ってほしいという「貪欲な知りたい・知られたい願望」であるため、発覚した場合の社会的影響を理解していても、その衝動を抑えることが難しい。

4．まとめ

ストーカー事案の概要と面接調査により、ストーカーの２つのパターンとストーカーに至る過程について説明をした。同じストーカー規制法に触れる行為であったとしても、その理由、動機が異なることを理解することは、ストーカーに携わる者にとっては大切であり、相手のパターンに応じて対応することが肝要であることは言うまでもない。

ただし、ストーカーには２つのパターンのみでなく、他の可能性も考えられる。しかし、今回の事例概要および調査面接数から提示できたのは上述した２つのみであった。また、調査協力者は、社会的にも仕事を継続して行っている人や処罰も軽いケースが多く、ストーカー加害者すべてのパターンを網羅しているとは言えない。限定されたなかでのモデルであり、引き続きの検討が求められる。